

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十七年 十月 九日

目 次

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十二号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和
四十三年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

別記第三号様式中	
6 看護料	「
訪問看護 看護婦 附添婦 その他	内訳は「13 訪問看護事業者の 証明」欄記載のとおり
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
日間	日間

6 看護料	「
訪問看護	内訳は「13 訪問看護事業者の 証明」欄記載のとおり
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
日間	「看護師の資格 有 無

